

令和5年度 和歌山平野農地防災事業
新溝支線水路第2－1工区工事

特 別 仕 様 書

近畿農政局
和歌山平野農地防災事業所

項 目	内 容	摘 要
第1章 総則	令和5年度 和歌山平野農地防災事業 新溝支線水路第2-1 工区工事（以下「本工事」という。）の施工にあたっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）及び近畿農政局農村振興部制定「近畿農政局土木工事共通事項書（令和6年4月）」 （URL: https://www.maff.go.jp/kinki/seibi/sekei/kouji_gyoumu/kouji_gyoumu.html）（以下「共通事項書」という。）に基づいて実施する。 共通仕様書及び共通事項書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。	
第2章 工事内容		
1 目的	本工事は、国営和歌山平野土地改良事業計画に基づき、新溝支線水路を改修するものである。	
2 工事場所	和歌山県和歌山市森小手穂、吉礼地内	
3 工事概要	本工事の概要は次のとおりである。 排水専用水路 路線延長 L=51.524m 施工始点 測点No. 16+16.936 施工終点 測点No. 19+8.460 内訳 ボックスカルバート工 (B2400×H1800) L=48.300m 用排兼用水路 路線延長 L=48.586m 施工始点 測点No. 16+19.879 施工終点 測点No. 19+8.465 内訳 大型フリューム工 (B1400×H1400) L=48.641m	
4 工事数量	別紙「工事数量表」のとおりである。	
5 工期	本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者などの確保が図れるよう余裕期間を設定した工事である。 余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。 なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。 工 期：令和6年8月21日から令和7年3月18日まで （余裕期間：契約締結の日から令和6年8月20日まで） ※ 契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。 なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。 また、工事実績情報システム（コリンズ）に登録する技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。	
第3章 施工条件		
1 工事期間中の休業日	工事期間中の休業日として、雨天・休日等13日（月平均）を見込んでいる。 なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇、年末年始休暇を含んでいる。	

項 目	内 容	摘 要															
2 寒中コンクリート	1) 本工事におけるコンクリート工事の施工に当たって、共通仕様書第1編3-10-2に規定する「寒中コンクリート」としての施工は想定していない。 2) 気象状況により寒中コンクリートの施工を行う必要がある場合は、監督職員都協議の上、養生方法、その他の施工方法について、共通仕様書第1編1-1-5に基づき作成する施工計画書に記載しなければならない。																
3 工程制限	水路内工事は、非かんがい期（令和6年10月1日以降）でなければ工事着手できない。																
4 工事を施工しない日	原則、土曜日、日曜日、大型連休、夏季休暇及び年末年始休暇とする。ただし、週休2日の取得に要する費用の計上の試行工事のうち、週休2日の実施を取り組む工事については、提出する実施計画書によるものとする。 なお、気象条件等により上記の工事を施工しない日において、やむをえず工事の施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。																
5 工事を施工しない時間帯	原則、平日の午後5時30分から午前8時までとする。 なお、気象条件等により上記の工事を施工しない時間帯において、やむをえず工事の施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。																
第4章 現場条件																	
1 土質	本工事の施工場所の土質は、砂質土、粘性土及び軟岩を想定している。																
2 関連工事	本工事に関連する工事として、次に示す工事が予定されているので、監督職員を通じ、関連工事の責任者と十分連絡・協議し、工事工程に支障が生じないように調整しなければならない。																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工 事 名</th><th>工 期</th><th>調整事項</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>和歌山南IC南側エリア開発事業（仮称）</td><td>R6.7～未定</td><td>通行止め区間、工事用道路</td></tr> </tbody> </table>	工 事 名	工 期	調整事項	和歌山南IC南側エリア開発事業（仮称）	R6.7～未定	通行止め区間、工事用道路										
工 事 名	工 期	調整事項															
和歌山南IC南側エリア開発事業（仮称）	R6.7～未定	通行止め区間、工事用道路															
3 第三者に対する措置																	
(1) 騒音、振動対策	1) 騒音・振動等の対策については、十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。 2) 特に住宅隣接箇所における構造物の取り壊し等に際しては、低騒音・低振動の機種を使用するものとする。 3) 工事の着手前及び施工時には、次表のとおり騒音・振動調査を実施するものとし、その調査結果について、監督職員が示す様式（騒音測定一覧表及び振動測定一覧表）により、速やかに監督職員に提出しなければならない。 なお、測定結果が下表に示す基準値を超える場合は、直ちに作業を中止し、監督職員と協議するものとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>騒音レベル測定</th><th>振動レベル測定</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>測定方法</td><td>特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（最終改正：平成27年4月20日環境省告示第66号）</td><td>振動規制法施行規則（最終改正：令和3年3月25日環境省令第3号）</td></tr> <tr> <td>基準値</td><td>85dB</td><td>75dB</td></tr> <tr> <td>測定日数</td><td colspan="2">工事着手前1日、工事実施中 各1日</td></tr> <tr> <td>測定地点</td><td>工事実施箇所の発生源を基点として、その直線上の2点（10m・30m）を測定する。 なお、調査地点数は1点とし、詳細な調査地点は別途、監督職員と協議する。</td><td>工事実施箇所の発生源及びその測線上の2点（10m・40m）の合計3点を測定する。 なお、調査地点数は1点とし、詳細な調査地点は別途、監督職員と協議する。</td></tr> </tbody> </table>		騒音レベル測定	振動レベル測定	測定方法	特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（最終改正：平成27年4月20日環境省告示第66号）	振動規制法施行規則（最終改正：令和3年3月25日環境省令第3号）	基準値	85dB	75dB	測定日数	工事着手前1日、工事実施中 各1日		測定地点	工事実施箇所の発生源を基点として、その直線上の2点（10m・30m）を測定する。 なお、調査地点数は1点とし、詳細な調査地点は別途、監督職員と協議する。	工事実施箇所の発生源及びその測線上の2点（10m・40m）の合計3点を測定する。 なお、調査地点数は1点とし、詳細な調査地点は別途、監督職員と協議する。	
	騒音レベル測定	振動レベル測定															
測定方法	特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（最終改正：平成27年4月20日環境省告示第66号）	振動規制法施行規則（最終改正：令和3年3月25日環境省令第3号）															
基準値	85dB	75dB															
測定日数	工事着手前1日、工事実施中 各1日																
測定地点	工事実施箇所の発生源を基点として、その直線上の2点（10m・30m）を測定する。 なお、調査地点数は1点とし、詳細な調査地点は別途、監督職員と協議する。	工事実施箇所の発生源及びその測線上の2点（10m・40m）の合計3点を測定する。 なお、調査地点数は1点とし、詳細な調査地点は別途、監督職員と協議する。															

項 目	内 容				摘 要
	測定時間等	午前8時から1時間間隔で10回測定するものとし、1回ごとの測定時間は10分とする。 なお、その都度、主要騒音要因を適切に評価・記載するものとする。	午前8時から1時間間隔で10回測定するものとし、1回ごとの測定時間は10分とする。 なお、その都度、主要振動要因を適切に評価・記載するものとする。		
(2) 境界対策	本工事周辺の道路、水路、家屋等に近接して施工する場合は、既存施設に損害を与えないよう十分注意して施工しなければならない。 また、工事の施工に際しては、隣接地権者及び関係者とトラブルの生じないよう、十分留意して施工するものとする。 なお、受注者の責によるトラブルの生じた場合は、受注者の責任において処理しなければならない。				
(3) 営農対策	本工事の隣接農地における営農に支障が出ないよう配慮しなければならない。				
(4) 現場内への立入制限等	安全のため第三者の現場内への立入を制限するとともに、必要な箇所には安全施設を設置するものとする。				
(5) 保安対策	1) 本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習修了、指定講習または、基本教育及び業務別教育を受けた者）であって交通誘導の専門的な知識・技能を有する者とする。 2) 交通誘導警備員の配置は、下表のとおりとするが、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。				
	配置場所	交通誘導警備員	昼夜別	交代要員の有無	備 考
	工事用車両出入り口（東部コミュニティーセンター）	1人/日	昼間	無	土砂・資機材搬出入時
(6) 交通対策	1) 工事用車両の進入路は、工事区域内外の東部コミュニティーセンター敷地内を通行することとしており、運行に際し、制限速度を遵守しなければならない。 2) 工事用車両は、主要資材及び土砂の搬入出等において、車両からの流出、飛散等を防止しなければならない。 3) 工事用車両の運行に伴い、一般道路等が損傷し、道路管理者から修復等を求められた場合は、その補修工事を指示することがある。 工事現場周辺の一般道路について、工事用車両が頻繁に通行する道路について、事前に路面状況等を記録しておくものとする。なお、受注者の責で道路を破損した場合は原形復旧を行うこととする。ただし、善良な使用にもかかわらず路面等の補修が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。				
(7) 早朝及び夜間作業の禁止	労働災害及び騒音防止の観点から、原則として早朝及び夜間作業を行ってはならない。				
(8) 防塵対策	防塵対策として工事用道路の散水等は計画していないが、必要と想定される場合は、監督職員と協議するものとする。				
(9) 関係機関との調整	1) 道路管理者及び東部コミュニティーセンター施設管理者である和歌山市とは協議中であり、7月中旬に協議成立見込みである。 2) No.16付近の架空線、電柱については、関西電力及びNIT西日本と移設協議済であり、移設は令和6年9月頃を予定している。 3) 高圧線下での施工について、関西電力と着手前に施工方法の詳細について協議を行うものとする。				

項 目	内 容	摘 要												
4 調査 (1) 平板載荷	4) 本工事区間は埋蔵文化財包蔵地に該当しているため、慎重に工事を行わなければならない。 構造物基礎地盤において、次のとおり調査を行い、地盤支持力を確認し、監督職員に報告しなければならない。 なお、以下の値を満たさない場合、又は地質が異なる場合は、監督職員と協議するものとし、以降の作業を行ってはならない。 <table><tr><td>位 置</td><td>設計地盤支持力</td><td>調査方法 (箇所数)</td><td>備 考</td></tr><tr><td>排水専用水路</td><td>90kN/㎡</td><td>平板載荷試験 (1箇所)</td><td>コマ基礎設置後</td></tr><tr><td>用排兼用水路</td><td>25kN/㎡</td><td>平板載荷試験 (1箇所)</td><td>掘削床付け面</td></tr></table>	位 置	設計地盤支持力	調査方法 (箇所数)	備 考	排水専用水路	90kN/㎡	平板載荷試験 (1箇所)	コマ基礎設置後	用排兼用水路	25kN/㎡	平板載荷試験 (1箇所)	掘削床付け面	
位 置	設計地盤支持力	調査方法 (箇所数)	備 考											
排水専用水路	90kN/㎡	平板載荷試験 (1箇所)	コマ基礎設置後											
用排兼用水路	25kN/㎡	平板載荷試験 (1箇所)	掘削床付け面											
5 照査	共通仕様書第1編1-1-3に基づく設計図書の照査を行い、その結果を監督職員に提出するものとする。													
第5章 指定仮設														
1 工事用地等	1) 本工事に必要な借地範囲は別添図面に示すとおりであり、受注者は、この借地範囲に資材置場等を設置するものとする。 2) 資材置き場の造成は他工事で施工済みであり、工事完了時は存置するものとする。 3) 工事用地等については、工事期間中の補修、維持管理は、受注者の責任において実施しなければならない。													
2 水替工	1) 本工事における湧水量は、次のとおり想定している。 <table><tr><td></td><td>想定排水量</td><td>排水方法</td><td>備 考</td></tr><tr><td>水路施工時</td><td>Q_{max}=6m³/hr未満</td><td>作業時排水</td><td>1箇所</td></tr></table> 2) 受注者は、現場での湧水量について、実態に基づき計測及びポンプ等の設置と現場施工状況管理を行い監督職員に報告するとともに、監督職員の確認を得るものとする。 3) ポンプ等による排水先は、支線水路を想定しているが、濁水等による処理が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。		想定排水量	排水方法	備 考	水路施工時	Q _{max} =6m ³ /hr未満	作業時排水	1箇所					
	想定排水量	排水方法	備 考											
水路施工時	Q _{max} =6m ³ /hr未満	作業時排水	1箇所											
第6章 工事用地等														
1 発注者が確保している用地	発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、図面に示すとおりである。													
2 工事用地等の使用及び返還	1) 工事用地等については、工事施工に先立ち、監督職員の立会いのうえ用地境界、使用条件等の確認を行わなければならない。 2) 受注者は、工事用地等を監督職員の指示に基づき、適切に使用しなければならない。 3) 受注者は、使用条件に基づき必要な措置を講じたあと、監督職員及び土地の所有者の立会いのもと、土地使用補償契約に定める期間内に工事用地の返還を行うものとする。 なお、監督職員から要請があった場合は、「土地返還引受書」の徴集に協力するものとする。 4) 受注者は、工事用地の返還後、土地の所有者等から原形復旧について苦情等があった場合は、監督職員と協議の上、誠意を持って対応するものとする。													

項 目	内 容	摘 要																											
3 受注者の裁量による工事用地等	発注者が確保している工事用地以外の用地を受注者の裁量で確保する場合は、受注者の責任において処理するものとする。																												
第7章 工事用電力	本工事で使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。																												
第8章 工事用材料	本工事で使用する主要材料の規格及び品質は次のとおりである。これによりがたい場合は、同等あるいは同等以上の材料を使用するものとし、監督職員に承諾を得るものとする。																												
1 規格及び品質	1) 石材及び骨材 クラッシャラン C-40 再生クラッシャラン RC-40 単粒度砕石 5号 S-20 粒度調整砕石 M-30 2) 鋼材 鉄筋コンクリート用棒鋼 SD295 JIS G 3112 鋼製グレーチング蓋 T-14 3) コンクリート二次製品 大型フリーム水路（農業土木事業協会規格） ボックスカルバート T-14 （全国ボックスカルバート製品協会規格） コマ型コンクリートブロック 500型（連結型、単独型） 自由勾配側溝 JIS A 5372 4) コンクリート コンクリートは、レディーミクストコンクリートとし、種類は次のとおりとする。 <table><tr><th>種類</th><th>呼び強度 (N/mm2)</th><th>スランプ (cm)</th><th>粗骨材の 最大寸法 (mm)</th><th>W/C (%)</th><th>セメントの 種類による 記号</th><th>使用目的</th></tr><tr><td>鉄筋コンクリート</td><td>21</td><td>12</td><td>25 (20)</td><td>60 以下</td><td>BB</td><td>基礎コンクリート工</td></tr><tr><td rowspan="2">無筋コンクリート</td><td>18</td><td>8</td><td>25 (20)</td><td>65 以下</td><td>BB</td><td>基礎コンクリート工</td></tr><tr><td>18</td><td>8</td><td>40</td><td>65 以下</td><td>BB</td><td>重力式擁壁</td></tr></table> ※ 粗骨材最大寸法25mmは、地域的に骨材の入手が困難な場合20mmの使用を可能とする。 5) 舗設材 アスファルト乳剤 JISK2208 アスファルト混合物 再生密粒度アスファルト混合物 (13) 6) その他 視線誘導標 構造物側壁用 目地板（ゴム発泡体・硬度20） シーリング材（ウレタン系シーリング、1成分形） 本工事のボックスカルバート及び大型フリームの目地部に使用するシーリング材は、農業水利施設の補修・補強工事に関するマニュアル【開水路補修編】（案）の目地充填工法に使用する材料・工法の品質規格に適合するものとする。 【種 類】 1成分形ポリウレタン系シーリング材 【基本性能】 JIS A 5758 建築用シーリング材のF-20LMクラス 7) 木材 受注者は、設計図書に木材の使用について指定されている場合はこれに従うも	種類	呼び強度 (N/mm2)	スランプ (cm)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	W/C (%)	セメントの 種類による 記号	使用目的	鉄筋コンクリート	21	12	25 (20)	60 以下	BB	基礎コンクリート工	無筋コンクリート	18	8	25 (20)	65 以下	BB	基礎コンクリート工	18	8	40	65 以下	BB	重力式擁壁	
種類	呼び強度 (N/mm2)	スランプ (cm)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	W/C (%)	セメントの 種類による 記号	使用目的																							
鉄筋コンクリート	21	12	25 (20)	60 以下	BB	基礎コンクリート工																							
無筋コンクリート	18	8	25 (20)	65 以下	BB	基礎コンクリート工																							
	18	8	40	65 以下	BB	重力式擁壁																							

項 目	内 容	摘 要												
2 見本又は資料提出	のとし、任意仮設等においても木材利用の促進に留意しなければならない。 1) 主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。 なお、これ以外の材料についても自主管理記録を確認する場合があるので、監督職員が指示した場合は、これに応じなければならない。 <table><tr><th>材 料 名</th><th>提 出 物</th></tr><tr><td>石材及び骨材</td><td>試験成績書、粒度分布表</td></tr><tr><td>コンクリート</td><td>示方配合表、試験成績書</td></tr><tr><td>コンクリート二次製品</td><td>カタログ、試験成績書</td></tr><tr><td>鋼材</td><td>ミルシート</td></tr><tr><td>その他資材</td><td>カタログ、試験成績書等</td></tr></table>	材 料 名	提 出 物	石材及び骨材	試験成績書、粒度分布表	コンクリート	示方配合表、試験成績書	コンクリート二次製品	カタログ、試験成績書	鋼材	ミルシート	その他資材	カタログ、試験成績書等	
材 料 名	提 出 物													
石材及び骨材	試験成績書、粒度分布表													
コンクリート	示方配合表、試験成績書													
コンクリート二次製品	カタログ、試験成績書													
鋼材	ミルシート													
その他資材	カタログ、試験成績書等													
3 監督職員の検査又は試験	次に示す工事材料は、使用前に監督職員の検査又は試験を受けなければならない。 <table><tr><th>材 料 名</th><th>検査・試験項目</th><th>備 考</th></tr><tr><td>コンクリート二次製品</td><td>外観、寸法</td><td>搬入時抽出検査</td></tr></table>	材 料 名	検査・試験項目	備 考	コンクリート二次製品	外観、寸法	搬入時抽出検査							
材 料 名	検査・試験項目	備 考												
コンクリート二次製品	外観、寸法	搬入時抽出検査												
第9章 施工														
1 一般事項														
(1) 基準点	本工事の基準点及び水準点は別添図面に示すとおりであり、詳細については別途監督職員が指示する。 なお、基準点等の位置データは測地成果2011に対応したものである。													
(2) 既設構造物に対する措置	1) 本工事の施工に当たって、既設構造物を取壊し撤去する場合は、構造・寸法について事前に監督職員に報告して確認を受けなければならない。また、原形復旧する構造物については、既設構造物の形状、設置位置（座標による設置位置の記録）を確認し、監督職員に報告するものとする。 2) 施工中に設計図書に示していない構造物が発見された場合、必要に応じ、撤去・復旧を指示する場合がある。 3) 再利用する構造物がある場合は、慎重に取り扱うものとし、復旧まで現場内で保管するものとする。 なお、再利用が困難と判断される場合は、監督職員と協議するものとする。 4) 受注者は、本工事の施工時に再利用が可能な資材、有価物を確認した場合は、監督職員と協議するものとする。													
(3) 舗装切断に伴う排水等の処理	舗装切断作業に伴い発生する排水又は切削粉は、直接、現場外に排出することがないよう回収し、産業廃棄物として適正に処理するものとする。													
(4) 設計図書の充足	本仕様書及び設計図書等に明記なき事項であっても、構造上及び機能上当然具備すべきものについては、監督職員に報告しこれを充足するものとする。													
2 再生資源等の利用														
(1) 建設副産物	1) 受注者は、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。 2) 受注者は、再生資源利用促進計画の作成にあたり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土砂の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であ													

項 目	内 容	摘 要																									
(2) 再生資材の利用	るなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見えやすい場所に掲げなければならない。 3) 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、再生資源利用促進計画に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項に関する確認結果を委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。 4) 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。 受注者は、次に示す再生資材を利用しなければならない。																										
	<table><tr><th>資 材 名</th><th>規 格</th><th>備 考</th></tr><tr><td>再生加熱アスファルト混合物</td><td>再生密粒度アスコン (13)</td><td>使用箇所：里道</td></tr><tr><td>再生クラッシュラン</td><td>RC-40</td><td>使用箇所：基礎工</td></tr></table>	資 材 名	規 格	備 考	再生加熱アスファルト混合物	再生密粒度アスコン (13)	使用箇所：里道	再生クラッシュラン	RC-40	使用箇所：基礎工																	
	資 材 名	規 格	備 考																								
再生加熱アスファルト混合物	再生密粒度アスコン (13)	使用箇所：里道																									
再生クラッシュラン	RC-40	使用箇所：基礎工																									
なお、舗装材に使用する場合等には「舗装再生便覧」（（公社）日本道路協会発行）等を遵守する。																											
3 建設資材廃棄物等の搬出	本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。 また、搬出量の確認方法については、施工計画書に記載するとともに監督職員に報告しなければならない。																										
	<table><tr><th>建設資材廃棄物</th><th>処理施設名</th><th>住 所</th><th>受入時間</th><th>事業区分</th></tr><tr><td>コンクリート殻（有筋）</td><td>株式会社中野建設</td><td>和歌山市西田井字下嶋505-1他</td><td>8:00 ～ 17:00</td><td>再資源化施設業者</td></tr><tr><td>コンクリート殻（無筋）</td><td>株式会社坂口興業</td><td>和歌山市松原字木ノ下398番地</td><td>7:00 ～ 17:00</td><td>再資源化施設業者</td></tr><tr><td>アスファルト殻</td><td>株式会社坂口興業</td><td>和歌山市松原字木ノ下398番地</td><td>7:00 ～ 17:00</td><td>再資源化施設業者</td></tr><tr><td>建設発生土（砂質土・粘性土・レキ質土）</td><td>ミナミ農園</td><td>岩出市今畑字横谷596番地の1他4筆</td><td>8:00 ～ 17:00</td><td>建設発生土受入業者</td></tr></table>	建設資材廃棄物	処理施設名	住 所	受入時間	事業区分	コンクリート殻（有筋）	株式会社中野建設	和歌山市西田井字下嶋505-1他	8:00 ～ 17:00	再資源化施設業者	コンクリート殻（無筋）	株式会社坂口興業	和歌山市松原字木ノ下398番地	7:00 ～ 17:00	再資源化施設業者	アスファルト殻	株式会社坂口興業	和歌山市松原字木ノ下398番地	7:00 ～ 17:00	再資源化施設業者	建設発生土（砂質土・粘性土・レキ質土）	ミナミ農園	岩出市今畑字横谷596番地の1他4筆	8:00 ～ 17:00	建設発生土受入業者	
建設資材廃棄物	処理施設名	住 所	受入時間	事業区分																							
コンクリート殻（有筋）	株式会社中野建設	和歌山市西田井字下嶋505-1他	8:00 ～ 17:00	再資源化施設業者																							
コンクリート殻（無筋）	株式会社坂口興業	和歌山市松原字木ノ下398番地	7:00 ～ 17:00	再資源化施設業者																							
アスファルト殻	株式会社坂口興業	和歌山市松原字木ノ下398番地	7:00 ～ 17:00	再資源化施設業者																							
建設発生土（砂質土・粘性土・レキ質土）	ミナミ農園	岩出市今畑字横谷596番地の1他4筆	8:00 ～ 17:00	建設発生土受入業者																							
4 特定建設資材の分別解体等	本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。																										
	<table><tr><th>工程ごとの作業内容及び解体方法</th><th>工 程</th><th>作業内容</th><th>分別解体等の方法</th></tr><tr><td rowspan="2"></td><td>①仮設</td><td>仮設工事 ■有 □無</td><td>□手作業 ■手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>②土工</td><td>土工事 ■有 □無</td><td>□手作業 ■手作業・機械作業の併用</td></tr></table>	工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作業内容	分別解体等の方法		①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用	②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用															
工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作業内容	分別解体等の方法																								
	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用																								
	②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用																								

項 目	内 容				摘 要
		③基礎	基礎工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用	
		④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	
		⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	
		⑥その他 ()	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	
5 土工 (1) 掘削	1) 掘 削 ①掘削土は、埋戻し及び盛土に流用するものとする。掘削土等が埋戻し材として流用出来ないと判断される場合は監督職員と協議するものとする。 ②掘削に当たっては、法面の崩落に十分注意して施工しなければならない。 ③法面の崩落により他の施設に重大な影響が発生又は、そのおそれが認められる場合は、速やかに監督職員と協議しなければならない。				
(2) 埋戻し及び盛土	埋戻し及び盛土は、現地発生土を使用するものとし、事前に締固め試験を実施し、試験結果に基づいて施工するものとする。区分毎の詳細は以下のとおりとする。 1) 構造物隣接箇所等の埋戻し及び盛土は、一層の仕上り厚が30cm以下となるよう均一にまき出し、施工条件に合った小型締固め機械で締固め度90%以上となるよう締固めを行わなければならない。 2) 路肩盛土等その他の埋戻し及び盛土は、一層の仕上り厚が30cm以下となるよう均一にまき出し、施工条件に合った小型締固め機械で締固め度90%以上となるよう締固めを行わなければならない。				
6 基礎工 (1) コマ型コンクリートブロック基礎	1) コマ型コンクリートブロックの敷設に当たり、ブロック間に段差や傾きを生じさせないように施工しなければならない。 2) 間詰め砕石の充填や締固めは十分に行われなければならない。施工条件に合った小型締固め機械による締固めのほか、機械による締固めが不可能な箇所は、突き棒等により入念に締固めなければならない。なお、締固め後は、突き棒等で突いてもへこみが生じないようにしなければならない。				
7 函渠工及び開渠工 (1) プレキャスト水路	1) 割付図 施工に先立ち、水路の割付図（割付番号を含む）を作成し、監督職員の承諾を得なければならない。 2) 施工計画 車両系荷役運搬機械を現場内で使用する場合は、当該作業に係る場所の広さ、障害物、当該運搬車両系荷役運搬機械等の種類及び能力、荷の種類及び形状等に関して施工計画書に記載するものとする。 3) 曲線部 水密性を確保する必要があることから、曲線部は特に注意を払い施工しなければならない。				
8 コンクリート工	生コンクリート打設後のシュート等の洗浄は、現場内で行わせるものとする。 なお、発生する廃棄物は、ピットやベッセル等を設置し、受注者の責において処				

項 目	内 容	摘 要									
9 原形復旧工 (1) 路盤工	理するものとする。 路盤は、粒度調整碎石（M-30）を均一に敷設し、施工条件に合った機械により施工管理基準別表第3品質管理2. 土質関係の道路工（3）粒度調整路盤工（上層路盤工）の施工に規定する現場密度となるよう締固めなければならない。										
(2) 舗装工	1) アスファルト舗装 ① マーシャル試験の試験法は、舗装の構造に関する技術基準同解説によるものとする。 表層工（路盤上）の施工に当たっては、プライムコート（アスファルト乳剤PK-3）120 $\frac{\text{g}}{\text{m}^2}$ 以上を路盤面に均一に散布し、表層との密着を図らなければならない。 表層工（ボックスカルバート上）の施工に当たっては、タックコート（アスファルト乳剤PK-4）40 $\frac{\text{g}}{\text{m}^2}$ 以上を路盤面に均一に散布し、表層との密着を図らなければならない。 ② 表層工は、施工条件に合った敷均し機械により、再生加熱アスファルト混合物を敷均し、施工条件に合った機種で締固めをしなければならない。										
第10章 施工管理											
1 主任技術者等の資格	主任技術者又は監理技術者の資格は入札公告によるものとする。										
2 工程管理	受注者は工事施工中において、計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じるおそれがある場合は、原因を究明するとともに対策案を速やかに監督職員へ報告しなければならない。										
3 施工管理の追加項目	施工管理基準に定めのない追加の項目とその管理基準等は次によるものとする。 1) コマ型コンクリートブロック <table border="1"> <thead> <tr> <th>管理項目</th><th>規格値</th><th>測定基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上段の段差</td><td>コマ型コンクリートブロック円盤部高さの1/2以内</td><td>50mにつき1箇所</td></tr> <tr> <td>上面の傾き</td><td>5%以内</td><td>50mにつき1箇所</td></tr> </tbody> </table> 2) 二次製品水路工 ボックスカルバート水路及び大型フリーム水路の目地間隔について、施工計画書に管理基準値及び規格値を示し、監督職員の承諾の上、施工しなければならない。	管理項目	規格値	測定基準	上段の段差	コマ型コンクリートブロック円盤部高さの1/2以内	50mにつき1箇所	上面の傾き	5%以内	50mにつき1箇所	
管理項目	規格値	測定基準									
上段の段差	コマ型コンクリートブロック円盤部高さの1/2以内	50mにつき1箇所									
上面の傾き	5%以内	50mにつき1箇所									
第11章 条件変更の補足説明	本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に表示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。 1) 土 質 2) 転石の出現 3) 湧水及び地下水の噴出 4) 予想できなかった騒音及び交通規制 5) 第三者による事業の妨害 6) 地下埋設物（埋蔵文化財を含む）の出現 7) 関係機関との協議 8) その他監督職員が認めた事項										
第12章 公共事業関係調査に対する調査	本工事が発注者の実施する公共事業関係の各種調査の対象となった場合、受注者はその実施に対し必要な協力を行わなければならない。										

項 目	内 容	摘 要				
第13章 その他 1 電子納品	なお、調査対象工種及び調査要領等については、監督職員が別途指示するものとする。 工事完成図書を、共通仕様書第1編1-1-37に基づき作成し、次のものを提出しなければならない ・工事完成図書の電子媒体（CD-R、DVD-RまたはBD-R） 正副2部					
2 週休2日による施工	（1）本工事は、週休2日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週休2日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。 （2）「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることで、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。 なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。 ① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。 なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。 ② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。 ③ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。 （3）週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。 ① 受注者は、契約後、工事着手前日までに週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。 ② 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。 なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。 ③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。 ④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。 ⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。 （4）監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。 （5）発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正し設計変更を行うものとする。 ①補正係数 <table><tr><td></td><td>4週8休以上</td></tr><tr><td>現場閉所率</td><td>28.5%（8日/28日） 以上</td></tr></table>		4週8休以上	現場閉所率	28.5%（8日/28日） 以上	
	4週8休以上					
現場閉所率	28.5%（8日/28日） 以上					

項 目	内 容		摘 要																													
	労務費	1.02																														
	機械経費（賃料）	1.02																														
	共通仮設費（率分）	1.02																														
	現場管理費（率分）	1.05																														
	②補正方法																															
	当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。																															
	なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記①に示す補正係数による補正係数による補正を行わずに減額変更する。																															
	また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。																															
	（6）週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。																															
	<table><tr><th rowspan="2">名 称</th><th rowspan="2">区分</th><th>補正係数</th><th rowspan="2">備考</th></tr><tr><th>4週8休以上</th></tr><tr><td rowspan="2">防護柵設置工（横断・転落防止策）</td><td>設置</td><td>1.02</td><td>市場単価</td></tr><tr><td>撤去</td><td>1.02</td><td>〃</td></tr><tr><td rowspan="2">道路付属物設置工</td><td>設置</td><td>1.01</td><td>〃</td></tr><tr><td>撤去</td><td>1.02</td><td>〃</td></tr><tr><td>排水構造物工</td><td></td><td>1.02</td><td>標準単価</td></tr><tr><td rowspan="2">構造物とりこわし工</td><td>機械</td><td>1.02</td><td>〃</td></tr><tr><td>人力</td><td>1.02</td><td>〃</td></tr></table>			名 称	区分	補正係数	備考	4週8休以上	防護柵設置工（横断・転落防止策）	設置	1.02	市場単価	撤去	1.02	〃	道路付属物設置工	設置	1.01	〃	撤去	1.02	〃	排水構造物工		1.02	標準単価	構造物とりこわし工	機械	1.02	〃	人力	1.02
名 称	区分	補正係数	備考																													
		4週8休以上																														
防護柵設置工（横断・転落防止策）	設置	1.02	市場単価																													
	撤去	1.02	〃																													
道路付属物設置工	設置	1.01	〃																													
	撤去	1.02	〃																													
排水構造物工		1.02	標準単価																													
構造物とりこわし工	機械	1.02	〃																													
	人力	1.02	〃																													
3 1日未満で完了する作業の積算	1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。 本項目に関する積算基準は、 URL: https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-116.pdf を参照。 2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。 3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。 4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。 5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。																															
第14章 定めなき事項	この特別仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。																															

項 目	内 容	摘 要